

青山コミュニティハウス利用のきまり

住みよい地域社会のふれあいの場である「青山コミュニティハウス」の利用者は、譲り合いの気持ちをもってお互いに仲良く利用し、防災に心がけ秩序を守り、施設及び環境を大切にする。

利用できる時間 午前 9 時 ～ 午後 9 時

利用時間区分

午前の部	9時	～	13時
午後の部	13時	～	17時
夜の部	17時	～	21時

※ 但し、準備、後始末・清掃の時間を含む。

休館日

- 1 祝日及び振替休日と休日
- 2 8月13日から8月16日まで
- 3 12月29日から1月3日まで
- 4 選挙投票所開設に伴い 前日夜の部 及び当日

利用手続き等

- 1 利用責任者は、原則として利用の1週間前迄に、直接又は電話で申し込む。但し、初めての定期利用者並びに随時利用者は**利用許可申請書**を提出し許可を受ける。
- 2 定例利用団体は上・下半期に分けて所定の様式で一括申し込む。
- 3 利用許可は、原則として申し込み順とする。
- 4 地区自治会の住民・団体の申し込みは、優先する。
- 5 災害発生等時に 避難所開設や新潟市の応急・復旧活動を優先する為、利用を中止させていただく場合があります。
その際に事前にお預かりした利用料金等がある場合は返金致します。

利用にあたっての注意事項

- 1 使用責任者は、受付に団体名又は行事名を告げて入館し、
使用後は終了時刻と利用人数を記帳する。
- 2 承認された時間内で準備、後始末・清掃をする。**時刻内終了を厳守する。**
- 3 使用の取り消し、変更は速やかに連絡する。
- 4 食事及び飲み物（酒類）を扱う場合は、あらかじめ申し出て了解を得る。
- 5 使用後は後始末・清掃をし、廊下側の戸を開けておく。
- 6 無断で利用場所の変更及び、備品等を使用しない。
- 7 指定場所以外での火気使用、喫煙をしない。
- 8 機器及び施設を毀損した場合は必ず届け出る。（実費弁償を求めることがある）
- 9 食品類及び各自が持ち込んだ菓子箱、瓶・缶その他の容器等は、
その日のうちに必ず持ち帰る。
- 10 自動車の乗り入れは、当分の間、**1団体3台まで認める。**但し

乗り入れが3台を超える場合は申し出て了解を得る。

禁止事項（違反した場合は、以後の利用を禁止する）

- 1 公益、風俗、秩序、環境を乱す行為
- 2 営利を目的とした行為

利用料金

定期利用団体の協力費は、月単位で当月の初回利用時に一括納入する。
また、利用中止の申し入れは、利用日の5日前までにする。それ以降の中止の場合、該当の利用料を納入し、払い戻しはしない。

(単位 円)	午前の部 9時～13時	午後の部 13時～17時	夜の部 17時～21時	飲食の場合 の料金加算	面 積
和 室 A	500	500	500	500	15 畳
和 室 B	500	500	500	500	12.5 畳
会議室 A	1,000	1,000	1,000	1,000	54.4 m ²
会議室 B	500	500	500	500	19.5 m ²
講 座 室	1,000	1,000	1,000	1,000	102.7 m ²

※ コミュニティハウスの管理運営に関する利用、新潟市関係の公的利用、コミュニティ協議会の利用の場合は全額免除する。

利用料等

- 1 コピー利用料 モノクロ 印刷 1面 A3は 10円、A3以外は 5円
カラー 印刷 1面 A3は 30円、A3以外は 25円
(両面印刷は2面(2枚)として計算)
- 2 ラミネート加工料(フィルム代込)1枚 A3は 25円、A4は 15円
- 3 卓球体操サークルは月額300円

その他

- 1 グループの最小限度の所有物は、許可を得て所定棚に格納することができる。
但し、紛失破損等について保管責任はもたない。
- 2 冷蔵庫は、館利用時に限り、自由に使用できる。
- 3 上記に定めのない事項は、その都度運営委員会が決定する。

付 則

1. このきまりは、平成16年4月1日より実施する。
2. 平成21年 9月 4日一部改定し、平成21年10月1日より実施する。
3. 平成22年 3月 5日一部改定し、平成22年3月5日より実施する。
4. 平成24年 4月13日一部改定し平成24年4月1日に遡及、実施する。
5. 平成24年12月12日一部改定し、平成24年12月12日より実施する。
6. 平成26年 4月4日一部改定し、平成26年 4月1日に遡及、実施する。
7. 平成28年10月 1日一部改定し、平成28年10月 1日より実施する。
8. 令和 1年10月 7日一部改定し 令和 1年10月 1日に遡及、実施する。
9. 令和 2年4月10日一部改定し、令和 2年 5月 1日より実施する。
10. 令和 7年4月10日一部改定し、令和 7年 5月 1日より実施する。